

停留ビザ

観光ビザ申請(指定特殊国家の国籍をお持ちの方)

<申請時間 9:00~11:00 / 13:00~16:00>

1、対象者

以下の国籍を有する外国籍の方で日本に1年以上の長期在留資格をお持ちの方

(Afghanistan、Algeria、Bangladesh、Bhutan、Cameroon、Gambia、Ghana、India (Identity Certificate)、Iraq、Nepal、Niger、Nigeria、Pakistan、Senegal、Somalia、Sri Lanka、Syria)

2、必要書類

【共通】

- (1) 旅券：原本とコピー1通（申請時において残存期間6ヶ月以上）
- (2) ビザ申請書：1通
（オンライン登録したもので、本人の署名が必要。未成年者は保護者も署名してください。）
- (3) カラー・背景無地白色の証明写真：2枚（縦4.5cm×横3.5cmのパスポートサイズ、頭頂から顎までの長さが3.2~3.6cmで、申請日前6ヶ月以内に撮ったもの）
- (4) 住民票：3ヶ月以内に発行された国籍・在留資格・在留カード番号の記載があるもの
（全部事項証明書）
- (5) 残高証明書(ご本人名義で、20万円以上のもの)及び在職証明書など財力と現在の所属先を証明できる書類（在職証明書など。氏名はパスポートと同じ表記でお願いします。カタカナ不可。）
- (6) 往復航空券及びホテルの予約確認書
- (7) ビザ費用：最新の手数料一覧表をご参照下さい。

※未成年の申請者は、①保護者の同意書、②パスポートまたは運転免許証のコピー（空白部分に署名必要）、③住民票（3ヶ月以内発行の全部事項証明書）が各一通必要です。また、未成年者で、ご本人名義の残高証明書を提出することが難しい場合は、保護者名義の残高証明書をお持ち下さい。
※審査状況によっては、追加資料の提出をお願いする場合があります。

【注意事項】

(1) 上記の国籍で「観光VISA」を申請できるのは、日本の「永住者」の在留資格を持つ方で、在留可能期限1年以上の残存期間を持つ方に限る。

(2) 上記(1)に該当しない場合は、以下の目的のみで申請が可能となるが、申請可否は領事判断による。

<VISA 申請可能な渡航目的>

* 中華民国政府の招聘を受けている方

* 台湾で行われる国際会議やスポーツ大会、文化交流などの目的で招聘を受けている方

* 中華民国籍の有効な居留証を持つ者の配偶者または直系の兄弟姉妹

* 台湾の企業からの招聘を受けた商務活動目的の方(スリランカ及びブータン国籍の方で商務目的の方は台湾の保証人の手続きは不要。)

* 台湾で乗船する船員

* 台湾の病院などからの証明書類を持つ医療目的の方(「医療 VISA」のページをご確認ください。)

(その他注意事項)

1. 本處の申請管轄は神奈川県と静岡県に居住の方です。この地域以外にお住まいの方は、管轄の代表處で申請いただけます。

台北駐日經濟文化代表處橫濱分處